

議案第 37 号

財産の売払いについて

次のとおり財産を売り払うことについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

1 売払財産

区分	所在地	地目	地積(m ²)
土地	琴浦町大字八橋字分ヶ谷頭3468番251	原野	30,486.20
土地	琴浦町大字八橋字分ヶ谷頭3468番252	山林	23,191.67
土地	琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番113	山林	7,726.95
土地	琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番114	山林	82.50
土地	琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番115	原野	39.80
土地	琴浦町大字八橋字白瀧ヶ峯3469番116	原野	2,611.49
計			64,138.61

2 売払予定価格 28,615,979 円

3 契約の相手方 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾 84 番地 1
名称 米久おいしい鶏株式会社
代表者 代表取締役社長 細井 康弘

4 理由

残土処分場(帽子取第 1 処分場)として活用を図ってきた以西財産区有地について、有利な価格で売却できる見込みであるため。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

琴浦町長 福本 まり子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大平 高志